

社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会（作業部会）における 関係団体との意見交換結果概要（事務局メモ）

※ 本表は、出席団体から出された意見の中から、事務局で主なものをまとめたものである。また、意見の中には、団体としてのコンセンサスを得たものではないものも含まれている。

	意見の内容
制度設計に対する意見 <総論的意見>	現在、色々な手帳・カードが存在しているので、1枚化すれば利便性はある。
	年金・医療・介護の3つを1枚のカードにする必要があるのかどうか疑問。
	年金は長期保険、医療・介護は短期保険であり、性質が異なる。年金記録管理の不備を理由に、何でも一元化すれば良いというものではない。
	年金、医療、介護以外の分野にも活用できるものとしていただきたい。
	事業主にとっては、年金・医療・介護の申請、届出が簡略化できるメリットがある。
	カードが身分証明書になることには賛成。
	高齢者や子どもなどのコンピュータの扱えない者への対応を検討していただきたい。
	カードは全ての人に交付することを想定しているが、精神能力、日本語言語能力、判断能力等は様々であり、また、家族内であっても人間関係が必ずしも良好であるとは限らず、カードの紛失や盗難、悪用等を個人の自己責任とすることは適当ではない。
	個人情報保護とセキュリティの確保は重要な問題。
	民間事業者が個人情報をその目的を超えて利用した場合のペナルティを検討すべき。
	自己情報コントロール権への国の介入という問題もあるのではないか。
	事業主が求職者に病歴情報等を閲覧させることを採用条件にすることや休暇等の取得要件とすることがないよう、利用のルールを法律で明確に定めるべき。

<p><被保険者証、資格確認に関する意見></p>	<p>雇用保険被保険者証、各種医療券等も廃止し、カードに一本化することも考えられる。</p>
	<p>保険証以外にも標準負担額減額認定証などの様々な書類があり、これらのものも1枚のカードで済むように検討していただきたい。</p>
	<p>介護保険においては、資格取得・喪失情報以外にも、要介護認定等の情報が必要であり、カードの券面にこれらの情報を書かないこととした場合、被保険者がこれらの情報を知る方策が必要。</p>
	<p>国保では、保険料未納の人には短期被保険者証や資格証明書を発行しているが、発行の際に被保険者に対して保険料支払勧奨を行っており、保険料支払勧奨の機会が減らないような工夫が必要。</p>
	<p>保険証としては、現行で特段の問題を感じていない。</p>
	<p>カードの1人1枚化は絶対なのか。保険証の管理は世帯単位という気もする。</p>
	<p>カードが健康保険証の原本となるためには、全医療機関でオンラインでの資格確認が可能な環境が整わなければならない。条件が整うまでの間は、カードを健康保険証の原本とすべきではない。</p>
	<p>被保険者の資格取得・喪失等の届出は大抵、遅れ、タイムラグが生じる。</p>
	<p>資格過誤による医療機関の未収金については、1、2か月で解決できており、大きな問題ではない。</p>
	<p>組合健保等の被保険者資格を喪失したという情報が国保に送られるようになればよい。 一つの保険者での変更情報が、他の保険者にも行くような仕組みにするべき。</p>
<p>本人確認のために医療機関窓口でパスワードを入力させることは非現実的。カードに収録された情報を自動的に読み取る運用を可能とすべき。</p>	
<p>現在、特別養護老人ホームやケアマネージャーが利用者の介護保険被保険者証を預かっていることがあるが、カードに収録される情報が少なくなれば、カードを預かるケアマネージャーの負担が減る。</p>	

<p><被保険者番号に関する意見></p>	<p>被保険者番号については、一本化する方向で検討すべき。ただし、他に方法があれば、それでも良い。</p>
	<p>単純な制度統一番号の導入は認められない。</p>
	<p>番号については、新しく制度統一的な番号を導入する場合も現行の被保険者番号を結び付ける場合も問題がある。後者の場合、健保の中では保険者が変わると被保険者番号が変わるケースもあり、1回の結び付けでは済まないのではないかと懸念される。結び付けをし続けなければいけない気がする。</p> <p>制度統一的な番号の導入については、システムとして対応できるかどうか、技術的な検討が必要。</p>
<p><情報の閲覧に関する意見></p>	<p>社会保障の給付と負担の公正化を進める観点から、国民が自分の社会保障に関する情報をポータルサイトから一括して見られる仕組みとしていただきたい。</p> <p>海外事例も参考にして、検討していただきたい。</p>
	<p>医療機関から保険者に出される診療報酬請求内容については、保険者における審査を経て、確定する。被保険者が閲覧したレセプト内容と実際の診療内容が異なる場合もあり、問題が起こる可能性がある。また、非開示となるレセプトもあり、全てのレセプトを被保険者が自動的に閲覧できることとするのは問題がある。</p>
	<p>レセプト情報等の閲覧のニーズがどこまであるのか疑問。</p>
	<p>医療費等の確認ができるようにすることで、医療機関等の不正請求の抑止に役立てるべき。</p>
<p><カードの要件に関する意見></p>	<p>カードへの収録情報は必要最小限にすべき。</p>
	<p>カードの表面からカード所有者の個人情報が読み取れない仕組みとすべき。</p>
	<p>カード所有者自身も自らの識別情報を知らない仕組みとすべき。また、カードの識別情報は単純な番号である必要はない。</p>
	<p>カードの IC チップからカード所有者の情報が引き出せない仕組みとすべき。そのため、カードに記録された個人情報を読み取れる端末機を一定限度で制限する必要がある。</p>
	<p>住基ネットとは断絶して、独自に電子証明書発行のための認証機関を構築すべき。</p>

検討の在り方への意見	国民生活にとって重要なカードであるのに、議論の時間が短い。
	カード導入の必要性、メリット・デメリットを分かりやすく示していただきたい。
	今後の具体的な検討に当たっては、保険者の参加が不可欠。
	基本構想策定段階から、医療関係者等の参加が必要ではないか。
	ホームページでの情報提供、パブリックコメントのほかに、小規模な公聴会のようなものがあつたほうがよい。
その他	自分の年金記録や健康情報を閲覧できることは、社会保障制度を理解し直すという学習効果もあるのではないか。
	基礎年金番号に未統合の過去の年金記録問題がカードの導入で解決されるわけではない。過去の年金記録問題の解決とは切り離して説明することが重要。
	双方の合意が前提となるが、情報を提供していただければ、民間事業者としては、個人個人の状況に合ったフィットネスのメニュー作成やフィナンシャルプランの提供といったことも考えられるのではないか。
	電子私書箱とカードはどう連携していくのか。国として、情報のフォーマットを統一していただきたい。
	システムを効率的に連携させる仕組みが望ましい。